

第 2 章 第一種事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

2.1.1 佐賀空港の概要

(1) 空港概要

佐賀空港は、平成 10 年（1998 年）7 月 28 日に開港した空港であり、佐賀県が設置及び管理を行っている。

名称：佐賀空港（愛称：九州佐賀国際空港）

種別：地方管理空港

設置管理者：佐賀県

位置：佐賀県佐賀市川副町

供用開始日：平成 10 年（1998 年）7 月 28 日

空港面積：114.1ha

滑走路（長さ×幅）：2,000m×45m

スポット数：5 スポット＋小型機用 4 スポット

運用時間：6:30～24:00（17.5 時間）

旅客施設：旅客ターミナルビル：延床面積 13,970 m²

駐車場：約 2,200 台

貨物施設：貨物上屋：延床面積 1,210 m²

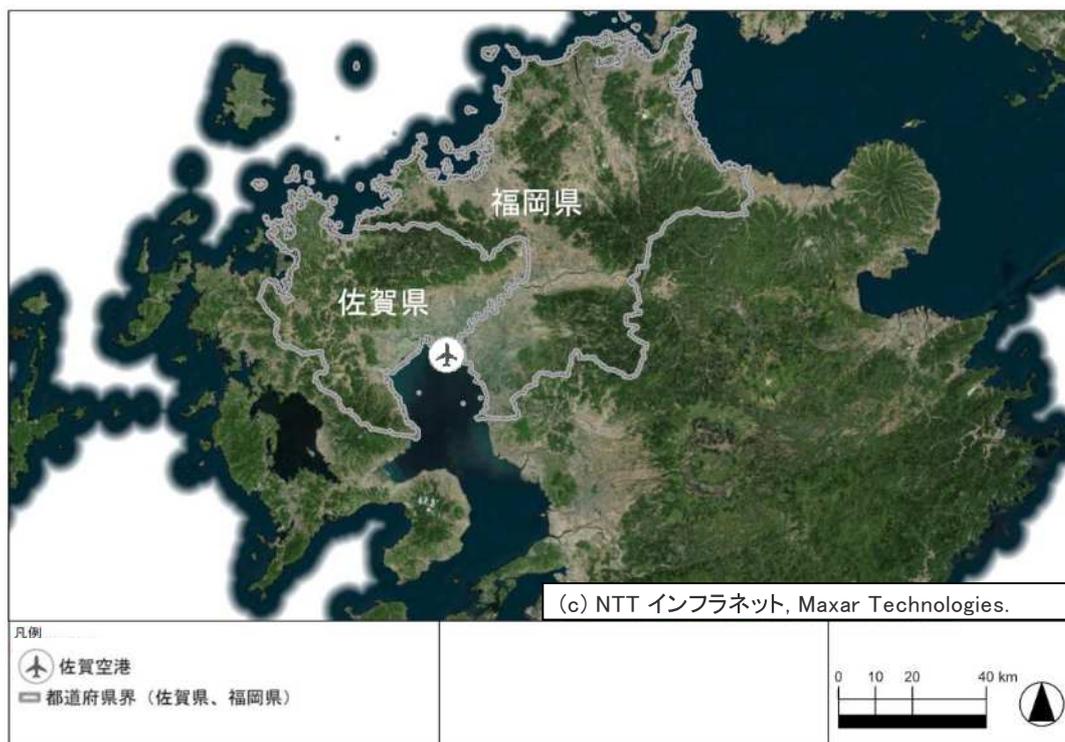


図 2.1-1 佐賀空港の位置

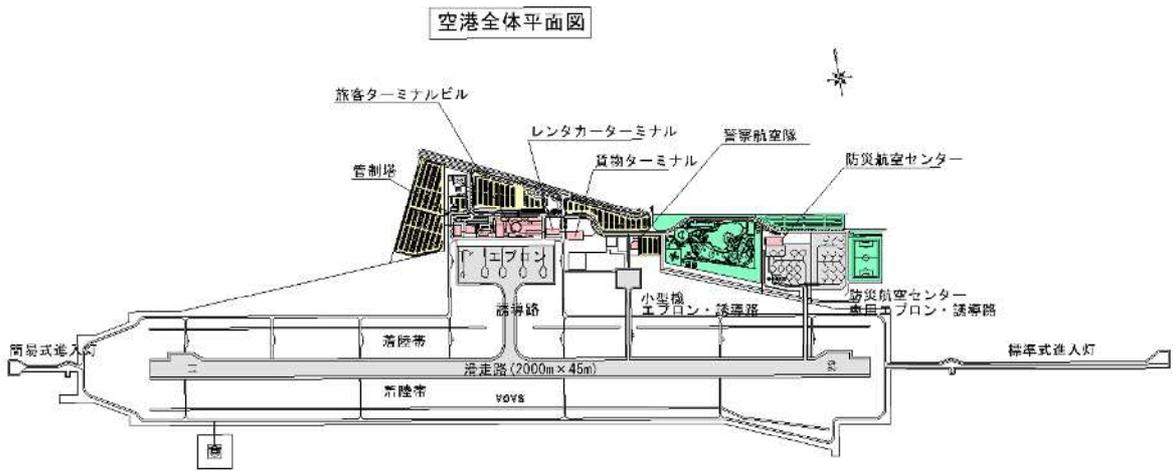


図 2.1-2 空港平面図

(2) 利用状況

旅客数は、平成 10 年（1998 年）の開港以来 30 万人前後で推移していた。その後、平成 25 年（2013 年）以降、国際線の就航や国内線の増便により、利用者数は増加傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）には、過去最高となる 81.9 万人を記録した。その後、令和元年度（2019 年度）以降は、日韓情勢や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく落ち込んだ。令和 4 年度（2022 年度）以降は、人流の本格的な回復に伴って利用者数は回復基調にあり、令和 5 年 4 月からは順次国際線が運航を再開している。

また、平成 16 年度（2004 年度）に九州で唯一夜間時間帯の貨物便が運航を開始し、平成 30 年度（2018 年度）まで利用実績があった。

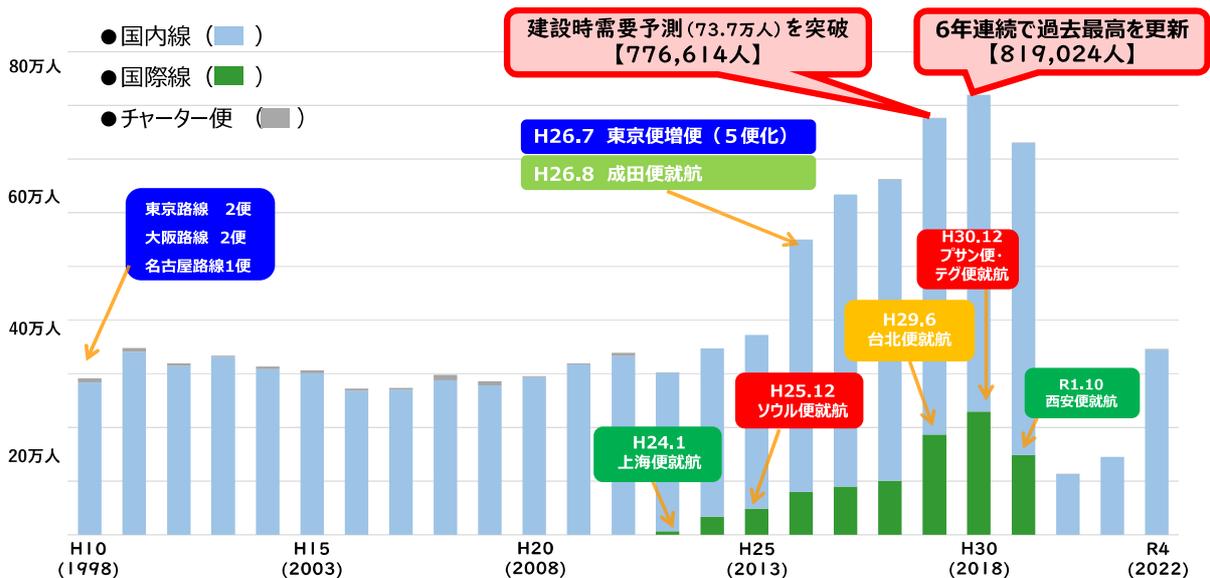


図 2.1-3 旅客数の推移 (年度毎)

2.1.2 事業の目的

佐賀空港は、アジアに近く、九州各地へのアクセスに優れており、佐賀空港がめざす将来像においては、「基幹路線である東京便を中心としながら LCC 拠点空港化を進め、九州におけるゲートウェイ空港としての地位を確立すること」と定めている。

これまで、佐賀空港に就航中の国際線航空会社からは、2,000m滑走路のため、経験豊富なパイロットで運航するなどの特別な対応が必要であることから 2,500m化への早期実現を望まれている。

2,500m化することで既存の航空会社による路線展開の自由度が増し、東南アジア諸国等との直行便の就航が可能となる。これにより、国際線の増便や新規路線の就航による更なる国際交流の促進も見込まれ、また、観光立国の推進にも寄与することから、滑走路を現在の2,000mから2,500mに延長するものである。

2.2 第一種事業の内容

2.2.1 第一種飛行場設置等事業の種類

滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業

2.2.2 事業の名称

佐賀空港滑走路延長事業

2.2.3 第一種飛行場設置等事業実施想定区域の位置

佐賀県佐賀市川副町のうち、図 2.2-1 に示す区域



図 2.2-1 事業実施想定区域

2.2.4 第一種飛行場設置等事業の位置・規模に関する複数案

現在の2,000mから延長するにあたり、新たな埋立を行わないことを前提として表2.2-1のとおり2案が考えられる。

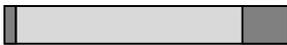


図 2.2-2 滑走路延長に関する案1 (イメージ)



図 2.2-3 滑走路延長に関する案2 (イメージ)

表 2.2-1 複数案の内容

案1 (滑走路を東側に500m延長)	案2 (滑走路を西側に100m、東側に400m延長)
 <p>  : 現在の滑走路  : 滑走路の延長部 </p>	 <p>  : 現在の滑走路  : 滑走路の延長部 </p>
<ul style="list-style-type: none"> 現在の滑走路の東側に500m延長整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の滑走路の西側に100m、東側に400m延長整備する。 西側は既設空港用地内において滑走路を延長するものとし、これによる公有水面(海域)の埋立は生じない。ただし、海域において既設の進入灯台2基の移設(撤去及び新設)を行う。